

秩父市農業委員会 平成31年 第4回 定例総会 議事録

1 会 期 平成31年4月22日(月) 午後3時05分から
同 日 午後5時10分まで

2 議 場 秩父市歴史文化伝承館 5階 第1会議室 [秩父市熊木町]

3 出席した委員(13人)

会 長	12番	条 東 男
会長職務代理者	2番	横 田 友
会長職務代理者	3番	高 橋 信 之
委 員	1番	新 井 初 男
委 員	4番	高 野 忠 財
委 員	5番	富 田 和 雄
委 員	6番	石 橋 総一郎
委 員	7番	新 田 恭 一
委 員	8番	豊 田 恵 男
委 員	9番	加 藤 勝 市
委 員	10番	黒 澤 元 国
委 員	11番	豊 田 辰 夫
委 員	13番	彦久保 利 平

4 欠席した委員(なし)

5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

議案第15号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて

			(2件)
議案第16号上程	農地法第4条の規定による許可申請について		(5件)
議案第17号上程	農地法第5条の規定による許可申請について		(24件)
議案第18号上程	農用地利用集積計画の決定について		(2件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

6 出席した農地利用最適化推進委員（12人）

第1区域	吉川稔	浅見健
第2区域	小林弘	笠原広久
第3区域	田口俊夫	
第4区域	新井一郎	
第5区域	番場誠二	齋藤武志
第5区域	高岸義雄	引間勲
第6区域	長谷川満	千島初夫

7 欠席した農地利用最適化推進委員（2人）

第3区域	小久保健司
第4区域	大島正一

8 農業委員会事務局職員

事務局長	齋藤隆夫	主席主幹	小嶋祥弘
参 与	高野明生	主 事	岩田直樹
主席主幹	新井幸男	主 幹	新地広幸
主事補	南 唯		

9 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

議長（条会長） ただいまから、秩父市農業委員会平成31年第4回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議 事 日 程 の 報 告

議長（条会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いた

しましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（糸会長） 本日、第3区 小久保 健司推進委員、第4区 大島 正一推進委員から欠席の通告がありました。よって、在任する委員定数の過半数を超えており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（糸会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（糸会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。7番 新田 恭一 委員 及び 8番 豊田恵男 委員のお二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び岩田主事を指名いたします。

日程第5 諸 報 告

議長（糸会長） 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配布いたしましたので、ご了承願います。事務局長に説明をいたさせます。

斎藤事務局長 諸報告について説明いたします。本日付け、報告文書をご覧ください。

このたびは、「農業用施設に係る届出について」1件を会長専決により処理いたしましたので報告いたします。

1の農業用施設に係る届出について報告いたします。

土地の詳細は、太田 字 磯端、畑1筆、258平方メートルのうち119平方メートル、建築面積 57.6平方メートルです。

届出事由といたしましては、現在、届出者が所有するトラクター等の保管場所として、平成16年に住宅に隣接する畑にまたがって建築したものです。

事務局といたしましては、届出の内容を審査しましたところ、追認ではございますが、農地を200平方メートル未満の農業用施設に供する場合は、転用の制限から除外される事案に該当しましたので、会長にその旨を報告した上で、

専決により受理いたしました。諸報告は以上です。

日程第6 審議議案の報告

議長（条会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

斎藤事務局長 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書の7ページをお開きください。

議案第17号、番号8の申請地の地番2150番1を2150番8へ訂正してください。

次に議案書の10ページをお開きください。

番号15の譲渡人の住所 寺尾字の字を削除してください。

次に議案書の12ページをお開きください。

番号19及び13ページ番号22は次回総会へ繰り越しますので、今回は削除してください。

次に議案書の16ページをお開きください。 議案第18号、番号2の借受人を埼玉県農業公社から埼玉県農林公社へ訂正してください。 以上です。

それでは、平成31年第4回定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第15号 農地法第3条第2項第5号別段の面積の見直しについてが 2件、
議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について が5件、
議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について が24件、
議案第18号 農用地利用集積計画の決定について が2件、
以上でございます。 よろしく申し上げます。

議長（条会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

日程第7 議案審議

議案第15号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて
(2件)

議長（条会長） 次に、議案第15号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

高野参与 議案第15号農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて、説明をいたします。

議案書の1ページをご覧ください。

農地を耕作目的で 売買、贈与、貸借等により、その権利を設定し、又は移転する場合、農地法第 3 条の許可条件を全て満たす必要があります。

その条件の一つに、申請地を含め、耕作する農地の合計面積が、下限面積以上であることという、面積要件があります。

この下限面積要件は、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ 安定的に継続して行われないことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとしております。

なお、この下限面積は、地域の平均的な経営規模などからみて、地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっており、1 の農地法施行規則第 17 条第 1 項による区域を設定しております。

また、秩父市農業委員会としては、この規定により、平成 30 年 1 月 22 日に開催した全員協議会において、一定の条件を満たす場合は、農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき、区域を筆ごとに設定し、その面積を最小で 1 アールにまで引き下げる取扱いを適用することに決定されました。

議案書の 2 ページをご覧ください。

本議案を上程いたしますのは、2 農地法施行規則第 17 条第 2 項による区域として、番号 1 の大宮 字田ノ入 畑 1 筆 625 m²を設定するものです。

案内図の、1 ページをご覧ください。

申出の所在につきましては、滝の入公衆トイレの北 40m 付近に位置し、平成 29 年相続により取得した土地です。

農地の所有者は、勤務の形態から耕作ができないため、相続後は近隣の方に依頼して農地の管理をしています。

こうしたことから、将来的に申出地が、遊休農地になる恐れがあるため、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。

議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。

その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法第 3 条第 1 項の規定による、許可を受けなければなりません。

現地を確認したところ、管理されている農地でした。

南主事補 続きまして、番号 2 について説明いたします。別段の面積の見直しについての説明は、先ほど番号 1 で述べたとおりです。

設定の場所は、荒川白久 字 清水 畑 1 筆 231 平方メートルです。

案内図の2ページをご覧ください。申請地は秩父鉄道白久駅から北東に340メートル付近に位置し、平成21年に相続した土地です。

農地の所有者は、会社勤めで耕作経験もなく、申請地を管理していくことが難しい状況から、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しています。現地を確認したところ保全管理されておりました。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

4番（高野委員） 議案第15号 番号1について意見を申し上げます。事務局と浅見推進委員と現地を確認したところきれいに管理された農地でした。今後農地を荒らさないようにということで出来た制度ですので、ここは適していると感じました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

1区（浅見推進委員） 現地確認したところ、良く管理された農地で、別段問題はないものと思います。ご審議をよろしく申し上げます。

3番（高橋委員） 番号2について意見を申し上げます。現地を確認したところ不耕作地でした。申出人と家族を含め農業を行う人がいないということで止むを得ないと感じました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

6区（長谷川推進委員） 事務局と担当委員の説明のとおりですが、申請地周辺も保全管理の農地が多く誰か耕作してくれる人がいれば良いと思います。ご審議をよろしく申し上げます。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第15号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申出のとおり、可決することに決しました。

議案第16号上程 農地法第4条の規定による許可申請について（5件）

議長（糸会長） 次に、議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請につい

てを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 私からは番号1から3について説明します。

はじめに、番号1について説明します。

申請人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は上町二丁目 畑 1筆 76㎡で、平成29年に相続により取得した土地です。

案内図の 3ページをご覧ください。申請地は花の木小学校の東側すぐであり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。転用目的は進入路用地です。

申請事由ですが、申請地は申請者が所有する宅地に隣接しており、昭和51年12月、現在地目が宅地となっている2筆とともに道路位置指定許可を受けている土地で、その当時から申請地上には道路構造物がある状況です。このたび申請地が農地であることが発覚したものの、農地の復旧することが難しく、引き続き進入路用地として使用していきたいとして、始末書添付のうえ申請されました。転用にあたっては、現況が進入路となっている隣接する宅地2筆、計142.06㎡と一体利用する計画になっており、この度の申請地とを併せた敷地の合計面積は218.06㎡となります。隣接に農地はなく、転用より周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認しましたところ、進入路用地となっております。

続きまして、番号2について説明します。

申請人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は阿保町 畑 3筆 計693㎡で、平成27年に相続により取得した土地です。

案内図の 4ページをご覧ください。申請地は秩父橋から南に約340m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は農家住宅敷地の拡張です。

申請事由ですが、申請地は申請者が居住する宅地に隣接しており、昭和20年頃、申請者の父の代から物置、車庫、庭、及び住宅への進入路用地として使用しておりました。申請地が農地であることが発覚したものの、農地の復旧することが難しく、引き続き住宅敷地として使用していきたいとして、この度、始末書添付のうえ申請されました。

転用にあたっては、隣接する宅地1筆、128.92㎡と一体利用する計画に

なっており、この度の申請地とを併せた敷地の合計面積は821.92㎡となります。隣接に農地はなく、転用より周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認しましたところ、住宅敷地となっております。

続きまして、番号3について説明します。

申請人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は太田 字 磯端 (はけはた) 畑 1筆 計 421㎡のうち188.26㎡で、昭和29年に相続により取得した土地です。

案内図の 5 ページをご覧ください。申請地は大田公民館から北北東に約600m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、土地改良区域内にある農地として第1種農地と判断しました。

転用目的は農家住宅敷地の拡張です。

申請事由ですが、申請地は申請者が居住する宅地に隣接しており、昭和60年頃より庭として使用しておりました。申請地が農地であることが発覚したものの、農地の復旧することが難しく、引き続き住宅敷地の一部として使用していきたいとして、この度、始末書添付のうえ申請されました。

転用にあたっては、隣接する宅地3筆、計816.94㎡と一体利用する計画になっており、この度の申請地とを併せた敷地の合計面積は1005.20㎡となります。

申請地は秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地域とされた農地でしたが、平成29年7月26日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けています。

隣接農地耕作者からは承諾書、事情によりいただけなかった部分につきましては経緯書が添付されております。追認申請であることも踏まえ、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認しましたところ、1筆のうち申請地部分は庭、それ以外の部分はよく管理された農地となっております。

齋藤事務局長 次に、番号4の案件について説明をいたします。

申請者、申請地、施設の概要については、議案書記載のとおりです。なお、昭和62年に相続により取得した土地です。

案内図の6 ページをご覧ください。申請地は、蒔田字一渡 畑 300㎡ 国指定文化財 内田家住宅から南へ約200メートルの位置にあります。

申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地域内の農地

でしたが、平成30年12月27日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

次に、転用の目的ですが、住宅用地です。

申請者は、現在隣接地で娘夫婦と孫と暮らしておりますが、孫も増え何かと手狭となっていることから自宅裏へ隠居住宅を建築したいと申請したものです。隣接農地は自己所有地のみで周辺の営農条件に悪影響を与えることはないものと思われまます。現地を確認しましたところ、良く管理された状況でした。

新井主席主幹 番号5 について説明します。

申請者、申請地、申請事由等は、議案書記載のとおりです。

申請地は 下吉田 字 井上 (イノウエ) 畑1筆 570平方メートルで、平成17年に贈与により取得した土地です。

案内図の7ページをご覧ください。

申請地は、吉田総合支所から西南西へ約590メートルにあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由は倉庫・駐車場用地になります。

申請者は申請地に隣接した住宅に住んでいますが、長男が家を建てる計画を立てたことをきっかけに、平成4年ころに倉庫や駐車場を建築した本申請地が農地であることが判明したため、始末書添付の上申請されたものです。抵当権者の同意書も添付されています。

申請地は、隣接する宅地360.33平方メートルと一体利用されており、宅地部分を併せた合計面積は930.33平方メートルとなりますが、申請者は自営で建築業を行っており、また、進入路に当たる部分が393平方メートルあります。

申請地を確認したところ管理された農地となっております。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

7番（新田委員） 議案第16号 番号1について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。申請地は昭和51年から住宅への進入路として使用しており、今後も同様に利用したいとのことで、土地の状況から止むを得ないと感じました。皆様のご審議をよろしくお願

します。

9番（加藤委員） 番号2について意見を申し上げます。申請地は住宅用地として約75年間違法使用していましたが、状況を確認しましたが止むを得ないと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

5番（富田委員） 番号3について意見を申し上げます。概要につきましては、事務局が説明をしたとおりです。申請地は従前から庭として使用していましたが、状況を確認しましたが止むを得ないと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

11番（豊田委員） 番号4について意見を申し上げます。申請地は良く管理された農地で勿体ない感じですが、家庭事情から判断した場合止むを得ないと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

1番（新井委員） 番号4について意見を申し上げます。概要につきましては、事務局が説明をしたとおりです。申請地は倉庫、駐車場として長年使用されていたようで始末書もあり、止むを得ないと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第16号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第17号上程 農地法第5条の規定による許可申請について（24件）

議長（糸会長） 次に、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 番号1から番号5の案件について説明をいたします。

はじめに、番号1についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は野坂町 田 1筆 77㎡で、平成9年に相続により取得した土地です。

案内図の 8ページをご覧ください。申請地は南小学校から東に約200m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は駐車場用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在、申請地付近で旅館業を営んでおりますが、宿泊客や従業員用の駐車場所が不足しており、平成5年頃より譲渡人の了承を得たうえで当申請地に砂利を敷き、自動車4台分の駐車場として使用しておりました。この度、農地を農地以外の物で使用する場合に農地転用の許可が必要であることを知りましたが、当申請地は譲受人が事業を行なうために必要不可欠な土地であることから、引き続き現況のまま使用していきたいとして、始末書添付のうえ申請されました。

隣接農地は譲渡人所有の筆のみであり、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認しましたところ、駐車場の状態となっております。

続きまして番号2についてですが、

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は柳田町 畑 1筆 250㎡で、平成28年に相続により取得した土地です。

案内図の 9ページをご覧ください。申請地は視目坂下交差点から北西に約330m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街化の著しい地域として、第3種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在、市内で借り住まいをしておりますが、子供の成長とともに手狭になり、住宅の建築を考えておりました。両親に相談したところ、父親所有の土地であり、また隣に譲受人の兄家族が居住している当申請地を提案され、ここに住宅を建築したいとして申請されました。

資金調達計画も整っており、隣接に譲渡人所有以外の農地はありません。

現地を確認しましたところ、よく管理された畑となっております。

続きまして、番号3についてですが、

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は上宮地町 畑 2筆 計 1116㎡で、昭和18年に相続により取

得した土地です。

案内図の 10 ページをご覧ください。申請地は秩父警察署から南東に約 160 m 離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第 3 種農地と判断しました。

転用目的は建売住宅用地です。

申請事由ですが、申請地は現在、譲渡人が高齢のために休耕地状態となっており、農地としての維持管理にも苦慮している場所です。そこで小学校等も近くにあり交通の便もよく、住宅地として適した状況にある当申請地を不動産業を営む譲受人がここを譲り受け、建売住宅用地 4 区画分として使用したいとして申請されました。

転用にあたっては、申請地 2 筆の間にある畦畔 40.05 m²と一体利用する計画になっており、この度の申請地とを併せた敷地の合計面積は 1156.05 m²となります。

資金調達計画も整っております。隣接に耕作農地はなく、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認しましたところ、保全管理状態となっております。

続きまして番号 4 についてですが、

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は中宮地町 畑 1 筆 62 m²で、平成 18 年に相続により取得した土地です。

案内図の 11 ページをご覧ください。申請地は聖地公園交差点から北北東に約 260 m 離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街化の著しい地域として、第 3 種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在、市内の夫所有の土地に家族三人で居住しておりますが、何かと手狭になっており、また譲受人の祖母である譲渡人の近くに移り住みたいという意向もあり、当申請地に自己用住宅を建築し、転居したいとして申請されました。

転用にあたっては、譲渡人所有の土地の一部も住宅敷地や進入路として使用する予定になっています。

資金調達計画も整っており、隣接農地の所有者から転用に差し支えない旨の同意書が添付されています。また、現在譲受人が居住している既存の住宅については売却する予定になっています。

現地を確認しましたところ、よく管理された畑となっております。

続きまして番号5についてですが、

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は太田 字 上ノ諏訪 畑 1筆 555㎡で、平成25年に相続により取得した土地です。

案内図の 12ページをご覧ください。申請地は大田公民館のすぐ北側にあり、立地の基準につきましては、土地改良区域内にある農地として、第1種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在、申請地に隣接する宅地に譲渡人である親と同居しておりますが、子どもの成長とともに手狭になってきたため、新たに当申請地に自己用住宅を建築したいとして申請されました。

なお、申請地は秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農地でしたが、平成30年1月27日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けています。

資金調達計画も整っており、隣接農地の所有者から転用に差し支えない旨の同意書が添付されています。

現地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

高野参与 番号6から番号7について、ご説明申し上げます。

はじめに、番号6ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の、1ページをご覧ください。

申請地は、大宮 字 田ノ入 畑 1筆 392㎡で、滝ノ入観光トイレの北20m付近に位置し、平成29年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、倉庫・資材置場用地です。

申請事由ですが、譲受人は影森地内において給排水設備等の事業を営んでおり、平成2年頃より、申請地を資材・建設重機の置場として、譲渡人の父から賃借しています。

この度、建設重機及び機器類の増加に伴い、申請地を譲渡する話が纏まりまりましたが、農地転用の許可を受けていない農地であることが判明したため、始末書添付のうえ申請されたものです。

なお、申請地に建築されている旧養蚕倉庫も、資材器具の格納倉庫として購入し、有効活用を図りたいとのことです。

事業計画、資金計画等も整っておりますので、問題は無いと思われます。また、隣接する農地は譲渡人所有のもののみです。

現地を確認しましたところ、倉庫1棟と建設機械等の駐機場所でした。

次に、番号7について説明します。

譲受人・譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の、13ページをご覧ください。

申請地は、下影森 字 甲下原 畑 2筆 241 m²で、秩父県土整備事務所の北北西、320m付近に位置し、平成29年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は、現在市内で家族とともに生活をしておりますが、何かと手狭なこともあり独立して生活をしたいとのことから、自己用住宅建築のために申請されたものです。

事業計画、資金計画等も整っておりますので、問題は無いと思われます。

また、隣接農地は譲渡人所有のもののみで、周辺への影響は無いと考えられます。現地を確認しましたところ、不耕作地でした。

小嶋主席主幹 それでは、番号8について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原字築瀬（ちくせ）・畑・1筆・220平方メートルで、平成22年に相続により取得した土地です。

案内図の14ページをご覧ください。

申請地は、秩父太平洋セメント秩父工場の西約300メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、住宅用地です。

譲受人家族は現在、両親と同居しておりますが、結婚もきまり住環境の良い土地に住宅を新築したいとして土地を探していたところ、住環境の良い本申請地を譲っていただけることになったため、このたび転用申請されました。

現地を調査したところ、きれいに保全管理された畑でした。

資金調達計画は整っており、また、申請地の隣接の農地は転用許可がすでにな

され、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われまます。

つづいて番号 9, 10 については関連がありますので、一括して説明をいたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、番号 9 は黒谷字天水（てんすい）・畑・1 筆・1804 平方メートルの内 272 平方メートルで、番号 10 は黒谷字天水（てんすい）・畑・4 筆・2877 平方メートルです。番号 9 は平成 25 年に相続により取得した土地で、番号 10 はそれぞれ平成 30 年、平成 25 年、昭和 53 年にそれぞれ相続により取得した土地です。

案内図の 15 ページをご覧ください。

申請地は、和銅黒谷駅から南東 450 メートル付近の位置にあります。

申請事由ですが、番号 10 の申請地が規模・距離など条件が適し、土地所有者とも話し合いが整い、そのための土壌改良に伴う盛土を実施するものです。また、申請地への土砂の搬入車両の通行のための十分な経路を確保できない状態にあるため、番号 9 を土壌改良のための搬入路として使用するとこのことで、番号 9 及び番号 10 の申請地を一時的に借り受け、当該目的のために使用したいとして申請されました。

工事計画によりますと、土壌改良に伴う事業期間は令和元年 6 月 1 日から令和元年 12 月 31 日の 7 か月間となっております。

一時転用の期間は工事期間と同じ 7 か月間で、工事完了後は番号 9 については現況の状態に復旧し、番号 10 についてはいちご栽培の畑とし、譲渡人に返却することになっています。

現地を調査したところ、申請地の現況は不耕作状態でした。

また、申請地は隣接の農地はありませんでした。

つづいて番号 11 について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、山田字木戸原（きどはら）・畑・1 筆・計 604 平方メートルで、平成 15 年に相続により取得した土地です。

案内図の 16 ページをご覧ください。

申請地は、高篠小学校の北約 250 メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第 2 種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、建売住宅用地です。

譲受人は、市内大野原に本店を置き、土木工事、建築工事、不動産業を主な目的としている法人です。

このたび、日当たりが良く居住環境の良い建売住宅のための土地を探していたところ、本申請地を譲っていただける話がまとまったため、ここに2棟分の建売住宅を建築し販売したいとして転用申請されました。

現地を調査したところ、不耕作状態で桑等が生育しておりました。

資金調達計画は整っており、また本申請地の隣接に耕作農地はありませんでした。

齋藤事務局長 まず、番号12～18について一括説明をいたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書9ページから11ページに記載のとおりです。

いずれの申請地も、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

譲受人は、平成8年に成立した法人で、太陽光エネルギー発電システムの設計、施工、販売並びに発電の売買事業に関する業務を目的の一つとしております。

申請事由ですが、いずれも申請地を借り受けて、太陽光発電施設として転用するものです。

いずれの農地も今後においても耕作する予定はなく、申請地を管理していくことも難しくなっていることから、申請地を有効活用すべく検討した結果、太陽光発電施設を設置したいとして申請されました。

なお、いずれの申請地も秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、平成30年12月27日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

案内図の17ページをご覧ください。

番号12から番号18ですが、申請地は、県道秩父児玉線、和銅大橋入口交差点から南南東に約500m～700mに位置しています。

それでは、個別に説明いたします。

まず、番号12ですが、申請地は、寺尾字三門下タ 田 1筆 1,075㎡ 平成16年に相続で取得した土地です。事業計画では、太陽光パネル272枚を設置し、その他の必要な機器等を設置することになっております。

続いて番号13ですが、寺尾字三門下タ 田 3筆 1,182㎡ 平成16年に相続で取得した土地です。事業計画では、太陽光パネル288枚を設置し、その他の必要な機器等を設置することになっております。

番号14につきましては、寺尾字三門下タ 田 2筆 851 m² は成8年に相続で取得した土地です。畑1筆 241 m² は 昭和34年に相続で取得した土地です。事業計画では、太陽光パネル324枚を設置し、その他の必要な機器等を設置することになっております。

番号15につきましては、寺尾字桜川 畑 1筆 1,183 m² 平成21年に相続で取得した土地です。事業計画では、太陽光パネル272枚を設置し、その他の必要な機器等を設置することになっております。

番号16につきましては、寺尾字桜川 畑 1筆 960 m² 平成8年に相続で取得した土地です。事業計画では、太陽光パネル288枚を設置し、その他の必要な機器等を設置することになっております。

番号17につきましては、寺尾字桜川 畑 1筆 974 m² 平成8年に相続で取得した土地です。事業計画では、太陽光パネル288枚を設置し、その他の必要な機器等を設置することになっております。

番号18につきましては、寺尾字追分下タ 田 2筆 1,480 m² 平成21年に相続で取得した土地です。事業計画では、太陽光パネル324枚を設置し、その他の必要な機器等を設置することになっております。

いずれも、資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。

それぞれ申請地の隣接農地所有者の承諾書も添付されており、周辺との問題も特に無いと思われれます。

現況を確認しましたところ、いずれも不耕作地となっております。

議案書の12ページをご覧ください。

次に、番号20について説明します。

この案件は平成29年第4回定例総会において審議され建売住宅用地として許可された案件で、平成31年第2回定例総会におい計画変更として審議され工場用地として承認された案件です。このたびは変更承認後の許可申請です。譲受人、譲渡人、申請地、施設の概要、契約の内容等は議案書記載のとおりです。

案内図の19ページをご覧ください。申請地は尾田蒔公民館から東北東に約400メートルの位置にあり、寺尾 字 諏訪前、田1筆、601 m²で、平成29年に売買により取得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

次に、申請事由ですが、工場用地です。

譲渡人は2棟の建売住宅を建設予定でしたが、譲受人から工場建設の話を頂き建売住宅を断念し、工場建設に協力することになり、このたびの計画変更に至ったとのことです。譲受人は、平成8年に成立された法人で、電気通信機器の製造、医薬部外品及び化粧品の製造等を主な目的としており、現在、大野原及び桜木町に工場がありますが、建物は老朽化し土地も借地のため、新たに工場を集約し経営の効率化を図るための計画を立て、隣接する土地1,143平方メートルを含む一体利用面積合計2,831.09平方メートルを取得したいとして、転用することについて申請したものです。事業計画では、1,207㎡の工場を1棟を建て、31台分の駐車場を整備することになっております。転用する上で、資金調達計画も整っております。また、申請地に隣接する農地を所有する者から転用することに対する承諾を得ておりますので、当該施設を設置することで問題が発生することはないものと思われまます。

申請地を確認しましたところ、平成29年5月の許可後、造成された状態でした。

新井主幹 番号21について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は下吉田 字 井上（イノウエ） 畑 1筆 310㎡で、平成17年に贈与により取得した土地です。

案内図の7ページをご覧ください。申請地は、吉田総合支所から西南西約590mに位置し、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人と譲渡人は親子で、譲受人は現在、吉田久長の市営住宅に生活しています。子供が大きくなり何かと手狭になってきたことから実家近くに家を建てることを計画し、父親所有の土地を借り受けることに承諾を得られたため、自己用住宅を建築したいとして、使用貸借権を設定のうえ、申請されました。

資金調達計画及び抵当権者の同意書も整っており、隣接農地所有者からの承諾書も添付されているため特に問題はないと思われまます。現地を確認しましたところ、よく管理された農地でした。

番号23～24について説明をいたします。

借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書に記載のとおりです。

いずれの申請地も、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

借受人は、平成8年に成立した法人で、再生可能エネルギー発電システムの設計、施工、販売並びに発電の売買事業に関する業務を目的の一つとしております。

申請事由ですが、いずれも目的は申請地を借り受けて、太陽光発電設備として転用するものです。

今後においても耕作する予定はなく、申請地を管理していくことも難しくなっていることから、申請地を有効活用すべく検討した結果、太陽光発電施設を設置したいとして申請されました。

なお、いずれの申請地も秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、平成30年12月27日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

個別にご説明します。

まず番号23ですが、案内図の21ページをご覧ください。

申請地は、龍勢会館前交差点から東約170mに位置しています。

吉田久長 字 三味堂原 畑1筆 1609㎡。昭和38年に贈与で取得した土地です。

続いて番号24ですが、案内図の22ページをご覧ください。

申請地は、龍勢会館前交差点から東に北東に約500mに位置しています。

吉田久長 字 田中 田1筆 1247㎡。平成13年に相続で取得した土地です。

いずれの申請地も、事業計画では、太陽光パネル324枚を設置し、その他の必要な機器等を設置することになっております。

資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。

それぞれ申請地の隣接農地所有者の承諾書も添付されており、周辺との問題も特に無いと思われれます。

現況を確認しましたところ、いずれも不耕作地となっております。

新地主幹 続きまして、番号25について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は大滝 字 小西 畑 1筆 484㎡で、平成2年に贈与により取得した土地です。

案内図の23ページをご覧ください。申請地は二瀬ダムから北北東へ、約96

0 m付近にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は社宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は、昭和35年に成立した法人で、土木建築事業及び生コンクリートの製造、販売に関する業務を目的の一つとしております。

譲渡人が、譲受人の代表取締役だった平成7年当時、社員のために社宅を建築する必要があったため、譲渡人名義の本申請地に、農地法の手続きを行わないまま、社宅を建築し、使用してきました。

このたび、申請地を確認しましたところ、農地であることが判明し、譲受人は今後も引き続き、現状のまま使用していきたいとして、始末書添付のうえ申請されました。

なお、隣接地に耕作している農地はなく、現地を確認しましたところ、社宅が建てられ、宅地として使用されていました。

南主事補 番号26について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川日野宮ノ下 畑1筆 1713平方メートルで、平成2年に相続で取得した土地です。

案内図 のページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道武州日野駅から北西へ230メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、申請地は都市計画区域の用途区域内にある市街化の傾向が著しい中にある同程度の農地として、第3種農地と判断いたしました。

譲受人は、平成12年に成立した法人で、発電事業、売電事業、太陽光発電所開発に関する業務を目的の一つとしております。

申請事由ですが、目的は申請地を借り受けて、太陽光発電設備として転用するものです。

譲渡人における体力的な事情などにより、申請地を管理することが難しい状況にあるため、申請地を有効活用すべく検討した結果、太陽光発電施設を設置したいとして申請されました。

事業計画では、太陽光パネル344枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。

資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。

申請地の隣接農地所有者は、譲渡人のみで周辺との問題は特にないと思われ
ます。

現況を確認しましたところ、保全管理されておりました。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。暫時休憩いたします。

午後4時02分～午後4時15分（休憩）

議長（糸会長） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

7番（新田委員） 番号1について意見を申し上げます。申請者は宿泊業を営んでおり、申請地を平成5年からお客様、社員の駐車場として利用していましたが、今後も同様に利用したいとのことです。止む得ないと判断しました。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

9番（加藤委員） 番号2から番号4の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。周辺の宅地化の状況、いずれも3種農地であり、止むを得ないと判断してまいりました。よろしくご審議の程申し上げます。

5番（富田委員） 番号5の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。申請地を確認してまいりましたが、周辺農地にも影響はなく子弟住宅であり、止むを得ないと考えます。皆さんの判断をお願いします。

4番（高野委員） 番号6について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。現地に行ってみますと資材置場として利用されておりました。周辺農地にも影響はなく、止むを得ないと判断しました。番号7の案件については周辺は住宅地で第3種農地であり、止むを得ないと判断しました。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

2番（横田委員） 番号8の案件について意見を申し上げます。事務局の説明のとおり結婚して住宅を建てるということで大変おめでたい話で結構なことと思います。ご審議のほどお願いします。

3番（高橋委員） 番号9と番号10について申し上げます。概要は事務局の説明したとおりで、イチゴハウスの建設のための一時転用案件であり、止むを得ないものと思います。よろしくご審議申し上げます。

2番（横田委員） 番号11について意見を申し上げます。概要は事務局の説明したとおりです。この周辺は3年前くらいから住宅が増えている地区で、さらに人口が増えればよいと思います。致しかたないものであると考えます。皆さ

んのご審議をよろしく申し上げます。

8番（豊田委員） 番号12から番号18の案件について意見を申し上げます。概要は事務局から説明があったとおりです。譲渡人はいずれも高齢化しており維持管理できないということです。致しかたないものであると考えます。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

番号20については、事務局から説明があったとおりです。2月の定例総会で審議したとおりです。よろしく申し上げます。

1番（新井委員） 番号21について意見を申し上げます。概要は事務局から説明があったとおりです。申請地は現在野菜を作付けしておりますが、子弟住宅ということで、致しかたないものであると考えます。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

13番（彦久保委員） 番号23番の案件について意見を申し上げます。概要は事務局から説明があったとおりです。申請地付近にも太陽光発電システムありますが、止むを得ないものであると考えます。次に番号24ですが、譲渡人も遠方に住んでおり止むを得ないものであると考えます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

10番（黒澤委員） 番号25番の案件について意見を申し上げます。概要は事務局から説明があったとおりです。申請地付近は不耕作地も多く隣接の承諾書も添付されており、止むを得ないものであると考えます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

3番（高橋委員） 番号26番の案件について意見を申し上げます。概要は事務局から説明があったとおりです。譲渡人は高齢であり農業も出来なくなったとのことで第3種農地でもあり、止むを得ないものであると考えます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

9番（加藤委員） 番号26なんですが、第3種農地という説明があったのですが、どのような条件ですか。

南主事補 秩父鉄道武州日野駅から230mの場所にあり、駅から300m以内ということで、第3種農地と判断しました。

5区（番場推進委員） 番号12から番号18の太陽光発電施設なんですが、同じような場所に何件も申請は誰がしているんですか。

齋藤事務局長 申請者は譲受人、譲渡人の両者から出ています。

5区（番場推進委員） この業者は、秩父地区を重点的に営業している。それは地価が安いことが原因である。電力の買い取り価格も下がってきているとは言え、これだけ集中して申請が出てくる。事務局とすると申請書がそろってれば受けてしまい、総会でも許可してしまっている。このようなことでいいのか。事務局の考えを伺いたい。

齋藤事務局長 このたびの申請では、私と8番委員（豊田委員）とで、譲渡人のところへも行き直接会ってみました。いずれも高齢化しており、草刈りもままならないような方でした。土地は桑や草が伸び放題になっています。このような状況でも地主さんは何とか土地を有効利用しなければならない。このような不耕作の状態になる前に、農業委員会としての役割は農家さんのところへ出向き担い手へ集積していくことが、一番重要な役目なので、ぜひ皆さんにお願いしたい。

5区（番場推進委員） ということは、農業委員、農地利用最適化推進委員に担い手を見つけろということですか。事務局は何もしないんですか。

齋藤事務局長 もちろん事務局としても皆さんと一緒にになって見つけていきたい。一緒にいってくれということであれば行きます。

5区（番場推進委員） こういうものを作れとか、事務局から指示してもらわないと困るのではないか。

齋藤事務局長 事務局が指示するとかではなく、みんな考えていくしかないのではないか。

2番（横田委員） 番場委員さんの気持ちもわかりますが、全国でも遊休農地をどうしようかということで、「田舎の駅」というプロジェクトがあり農業体験やバーベキューをやったり、ただ何かを作るだけでなく農地の有効利用を図る方法を事務局任せにするのではなく、我々農業委員や推進委員みんなで農家さんにとって希望のある提案ができれば良いと思う。

5区（番場推進委員） 会長はどのように考えていますか。

議長（糸会長） 我々に提案できる資料が今はない。県内でも1町歩を超える案件も出てくる。各農業委員会、国、県も提案できる材料がない。確かに地主も高齢化しており難しい問題であると考えている。

4区（新井推進委員） 先日、新聞にも載っていたが、皆野町で陸わさびを振興しているという記事があった。県農林振興センターや農協などとも連携し儲かる農業に知恵を絞っていったらと思う。

6区（長谷川推進委員） 秩父市だけ申請を厳しくする訳にもいかないだろうけど、線引きして優良農地を守るしかないのかなと思う。地域の人が一丸で守っていくしかない。

6番（石橋委員） 太陽光が悪いことではないと思う。自然エネルギーもそれなりに有効な方法であり、助かっていることもある。致し方ないのではないか。

議長（糸会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第17号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 賛成多数であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第18号上程 農用地利用集積計画の決定について （2件）

議長（糸会長） 次に、議案第18号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

小嶋主席主幹 番号1の案件について説明をいたします。

おそれいりますが、議案書の15ページとともに、本日、配布しました資料をご覧ください。

本件は、農業経営基盤強化促進法、この後は基盤強化法と申し下げますが、その第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり、平成31年4月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

なお、基盤強化法は、効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、育成すべき農業経営の目標を明示し、目標達成のための重要な手段である農用地利用集積計画など総合的な措置を講じることが目的としています。

それでは、計画の内容を申し上げます。

まず、借受人、すなわち、利用権の設定を受ける者は、株式会社 和銅農園さんで、秩父市黒谷に本店を置き、農作物の生産、加工、販売を主な目的として、平成29年8月1日に設立された法人です。

次に、貸付人は、地権者である 杉田守正さん、小久保麻里さん、田口賢司さ

んです。

したがいまして、本件は、貸付人から借受人に、直接、権利を設定する案件です。

なお、利用権を設定する期間は、平成31年5月1日から20年間です。

次に利用権を設定する土地の所在等ですが、案内図の15ページをご覧ください。議案17の番号10で説明した所在と同様となります。

なお、この場所から和銅黒谷駅方面約250メートルに、すでに経営している借受人の農園があります。

計画では、借受人は、この場所でいちごハウスを設置し、いちごの栽培を行います。

また、基盤強化法第18条第3項の規定による農用地利用集積計画の要件、とりわけ、借受人には、農地のすべてを効率的に利用して耕作すると認められること及び農作業に常時従事すると認められることが求められていますが、事業はこれから始まるものの、現段階においては要件を満たしていることを秩父市産業観光部農政課に確認しております。

新井主席主幹 議案第18号 番号2 農用地利用集積計画の決定について説明をいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法、この後は基盤強化法と申し上げますが、その第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、平成30年4月4日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

なお、基盤強化法は、効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、育成すべき農業経営の目標を明示し、目標達成のための重要な手段である農用地利用集積計画など総合的な措置を講じることが目的としています。

それでは、計画の内容を申し上げます。

本件は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

まず、①の貸付地についてですが、下吉田字布里、畑3筆、5、208平方メートルです。

②の貸付地については、同じく下吉田字布里、畑2筆、1、848平方メートルです。

案内図の25ページをご覧ください。①②とも、吉田総合支所から西に約1100メートル先周辺に位置しています。

いずれも、利用権を設定する期間は、平成31年8月1日から10年間です。

なお、本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、借受けを希望する者を募集し、その結果により、農用地利用配分計画を決定することとなります。

議長（衆会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

3番（高橋委員） 議案第18号 番号1について意見を申し上げます。借受人はイチゴ栽培を熱心に行っています。遊休農地の利用であり大変良いことであると思います。よろしくご審議のほどお願いします。

3区（田口推進委員） 番号1について意見を申し上げます。現地は耕作されていない状況で、有効活用ができるので非常に良いことであると思います。よろしくご審議のほどお願いします。

13番（彦久保委員） 番号2について意見を申し上げます。私の家の近くなんですが、だれか担い手が見つかれば大変良いことであると思います。よろしくご審議のほどお願いします。

5区（齋藤推進委員） 番号2について意見を申し上げます。現地はほ場整備された土地で、有効活用ができれば非常に良いことであると思います。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（衆会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

2番（横田委員） 番号1の賃貸料ですが、①と②③では違いますが、何か理由はありますか。

小嶋主席主幹 ①は借受人の法人の役員の土地で②③は別人で恒久的なハウスの建設ということで違いが出ていと把握しています。

議長（衆会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（衆会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第18号について市長からの申出でのとおり、決定することに賛成をする挙手を求めます。

(挙手をする人あり)

議長（条会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申出でのとおり承認することに決しました。

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

議長（条会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会平成31年第4回定例総会を閉会いたします。